

【独自提案事業の採択の考え方】

1	市町村が制度化を図り予算確保した事業で、ぐんま緑の県民税の趣旨に合致するものについては、対象地等が特定されない段階でも独自提案事業として認める。ただし、交付決定は対象地等が特定されてから行うものとし、補助額は各事業毎の補助上限額以内とする。
2	森林整備後の管理体制が確保されていない時点で「荒廃した里山・平地林の整備」と同等以上の提案があった場合は、「管理体制の構築に努めることを条件」とし、各事業毎の補助上限額の1/2以内、同一地につき1回限りを条件に独自提案事業として認める。
3	市町村提案型事業の趣旨に合致しているが、補助対象とされていない事業を実施するにあたり、その目的や意義、事業実施後の有益性等が担保されると判断できた事業を独自提案事業として認める。
4	
5	

【採択整理案】

番号	計画番号	市町村名	事業名	事業内容	事業費(円)	事業費の内訳		意見
						県補助金(円)	市町村負担金(円)	
1	東-独-3	東吾妻町	八幡山地区森林伐採事業	野生鳥獣害対策や景観保全を目的とした森林の整備。	3,362,370	1,681,000	1,681,370	○上記理由3により採択としたい ・人家裏の森林伐採であり、特殊伐採等による安全に配慮した森林整備が必要である。
2								
3								
4								
小計					3,362,370	1,681,000	1,681,370	

※事業区分、事業細区分については、別紙2によるものとする。

※県補助金は千円止めとする。

※計画番号については、当初計画番号を記入する。(例:前橋市・里山平地林・優先順位1→前-里-1)